明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

4　法第四十条の四第四項第二号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、特定外国子会社等が当該事業年度において支払う負債の利子の額の合計額に、前項第一号に掲げる金額のうちに当該特定外国子会社等が当該事業年度終了の時において有する債券（同条第四項第二号に規定する利子の額に係るものに限る。）の帳簿価額の合計額の占める割合を乗じて計算した金額とする。

5　法第四十条の四第四項第三号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、特定外国子会社等が当該事業年度において支払う負債の利子の額の合計額に、当該特定外国子会社等が償還（買入消却を含む。）の直前において有する債券（同号に規定する差益の額に係るものに限る。）の当該直前における帳簿価額の合計額が当該特定外国子会社等の当該直前における総資産の帳簿価額のうちに占める割合を乗じて計算した金額とする。

6　法第四十条の四第四項第四号に規定する政令で定める譲渡は、金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（これに類する者で国外において当該金融商品取引業者が行う業務と同種類の業務を行うものを含む。）への売委託により行う譲渡とする。

7　法第四十条の四第四項第六号に規定する政令で定める使用料は、次の各号に掲げる特許権等（同項第六号に規定する特許権等をいう。以下この項において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める使用料（同条第一項各号に掲げる居住者が次の各号に定めるものであることを明らかにする書類を保存している場合における当該使用料に限る。）とする。

一　特定外国子会社等が自ら行った研究開発の成果に係る特許権等　当該特定外国子会社等が当該研究開発を主として行った場合の当該特許権等の使用料

二　特定外国子会社等が取得をした特許権等　当該特定外国子会社等が当該取得につき対価を支払い、かつ、当該特許権等をその事業（法第四十条の四第三項に規定する特定事業を除く。次号において同じ。）の用に供している場合の当該特許権等の使用料

三　特定外国子会社等が使用を許諾された特許権等　当該特定外国子会社等が当該許諾につき対価を支払い、かつ、当該特許権等をその事業の用に供している場合の当該特許権等の使用料

8　法第四十条の四第五項第二号に規定する政令で定める金額は、特定外国子会社等の各事業年度の決算に基づく所得の金額（当該各事業年度の所得を課税標準として課される第二十五条の二十第二項に規定する法人所得税の額を含む。）とする。

9　法第四十条の四第三項又は第五項の規定の適用を受けようとする同条第一項各号に掲げる居住者は、確定申告書に同条第三項又は第五項の規定の適用がある旨を記載した書面を添付し、かつ、その適用があることを明らかにする書類その他の資料を保存しなければならない。

10　特定外国子会社等が前条第三項に規定する統括会社に該当することにより、その適用対象金額につき法第四十条の四第三項の規定の適用を受ける場合における前項の規定の適用については、同項中「書面」とあるのは「書面及び前条第四項に規定する統括業務の内容その他の財務省令で定める事項を記載した書類」と、「資料」とあるのは「資料（同項の契約に係る書類の写しを含む。）」とする。

第二十五条の二十三の見出し中「特定外国子会社等から受ける」を削り、同条第一項中「に規定する特定外国子会社等（以下この条及び次条第二項において「特定外国子会社等」という。）を「の外国法人」に改め、「の同号に規定する」の下に「配当日（以下この条において「配当日」という。）の属する」を加え、「から当該特定外国子会社等」を「から当該外国法人」に、「第二十五条の二十第四項第一号ニ及びホに掲げる金額の合計額」を「調整金額」に改め、「残額」の下に「又は部分適用対象金額（居住者の配当日の属する年分の雑所得の金額の計算上総収入金額に算入される部分課税対象金額（法第四十条の四第四項に規定する部分課税対象金額をいう。以下この条及び次条において同じ。）に係るものに限る。以下この項において同じ。）」を加え、「特定外国子会社等の当該適用対象金額に係る事業年度」に、「有する当該特定外国子会社等」を「有する当該外国法人」に改め、「次項」の下に「及び第四項」を加え、同条第二項中「、特定外国子会社等」を「、同号の外国法人」に、「同号に規定する」を「配当日の属する年の」に、「）から当該」を「以下この項において同じ。）から当該外国法人の当該適用対象金額に係る」に、「第二十五条の二十第四項第一号ニ及びホに掲げる金額の合計額」を「調整金額」に改め、「残額」の下に「又は部分適用対象金額（居住者の配当日の属する年の前年以前三年内の各年分の雑所得の金額の計算上総収入金額に算入された部分課税対象金額に係るものに限る。以下この項において同じ。）」を加え、「特定外国子会社等の当該」を「外国法人の当該適用対象金額又は部分適用対象金額に係る」に、「有する当該特定外国子会社等」を「有する当該外国法人」に改め、同条に次の五項を加える。

3　法第四十条の五第二項第一号に規定する政令で定める剰余金の配当等の額は、配当日の属する年及びその年の前年以前二年内の各年において同号の外国法人が他の外国法人から受けた剰余金の配当等の額であつて次に掲げるものとする。

一　当該他の外国法人の課税対象金額又は部分課税対象金額（法第四十条の五第二項第一号の居住者の配当日の属する年分又は前二年内の各年分（同号に規定する前二年内の各年分をいう。第七項において同じ。）の雑所得の金額の計算上総収入金額に算入されたものに限る。次号において「課税対象金額等」という。）の生ずる事業年度がない場合における当該他の外国法人から受けたもの

二　当該他の外国法人の課税対象金額等の生ずる事業年度開始の日（その日が二以上ある場合には、最も早い日）前に受けたもの

4　法第四十条の五第二項第一号に規定する政令で定める金額は、配当日の属する年及びその年の前年以前二年内の各年において同号の外国法人が他の外国法人から受けた剰余金の配当等の額（同号に規定する政令で定める剰余金の配当等の額を除く。）に、同号の居住者の配当日の属する年の十二月三十一日における当該外国法人の発行済株式等のうちに同日における当該居住者の有する当該外国法人の請求権勘案直接保有株式等の占める割合を乗じて計算した金額とする。

5　法第四十条の五第二項第二号イに規定する政令で定める他の外国法人の株式の数又は出資の金額は、外国法人の発行済株式等に、居住者の出資関連法人（当該外国法人の株主等（法人税法第二条第十四号に規定する株主等をいう。以下この項において同じ。）である他の外国法人をいう。以下この項において同じ。）に係る持株割合（その株主等の有する株式等の数又は金額が当該株式等の発行法人の発行済株式等のうちに占める割合（当該発行法人が請求権の内容が異なる株式等を発行している場合には、その株主等が当該請求権に基づき受けることができる剰余金の配当等の額がその総額のうちに占める割合）をいう。以下この項において同じ。）及び当該出資関連法人の当該外国法人に係る持株割合を乗じて計算した株式等の数又は金額とする。

6　法第四十条の五第二項第二号イに規定する政令で定める金額は、同号イの他の外国法人に係る適用対象金額（居住者の配当日の属する年分の雑所得の金額の計算上総収入金額に算入される課税対象金額に係るものに限る。以下この項において同じ。）から当該他の外国法人の当該適用対象金額に係る事業年度の調整金額を控除した残額又は部分適用対象金額（居住者の配当日の属する年分の雑所得の金額の計算上総収入金額に算入される部分課税対象金額に係るものに限る。以下この項において同じ。）に、当該他の外国法人の当該適用対象金額又は部分適用対象金額に係る事業年度終了の時における発行済株式等のうちに当該事業年度終了の時において当該居住者が同条第二項第一号の外国法人を通じて間接に有する当該他の外国法人の株式等の数（同項第二号イに規定する間接保有の株式等の数をいう。次項において同じ。）の占める割合を乗じて計算した金額とする。

7　法第四十条の五第二項第二号ロに規定する政令で定める金額は、同号ロの他の外国法人の各事業年度の適用対象金額（居住者の前二年内の各年分の雑所得の金額の計算上総収入金額に算入された課税対象金額に係るものに限る。以下この項において同じ。）から当該他の外国法人の当該適用対象金額に係る各事業年度の調整金額を控除した残額又は部分適用対象金額（居住者の前二年内の各年分の雑所得の金額の計算上総収入金額に算入された部分課税対象金額に係るものに限る。以下この項において同じ。）に、当該他の外国法人の当該適用対象金額又は部分適用対象金額に係る各事業年度終了の時における発行済株式等のうちに当該各事業年度終了の時において当該居住者が同条第二項第一号の外国法人を通じて間接に有する当該他の外国法人の間接保有の株式等の数の占める割合を乗じて計算した金額とする。